

# 借家人賠償責任特約（任意付帯）



火災、破裂、爆発（不慮の人為的災害及び落雷を除く。）に起因した借戸室の損害賠償金等を補償原則として民間の賃貸住宅にお住まいの方が対象となります。

## 補償内容

被共済者が借用し居住している借戸室を、被共済者の責に帰すべき「火災、破裂、爆発」（不慮の人為的災害及び落雷を除く。）で焼失又は損壊した場合で、その借戸室について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して借家人賠償責任共済金をお支払します。

※水漏れ損害や引越しの際の建物の損傷や子供が不注意で建物を損傷させた場合などは支払対象外です。

## 契約要件

次の①～③全てを満たす場合、**動産契約に付帯して契約することができます。**

- ① 借戸室に被共済者の共済の目的物である動産が収容されていること。
- ② 借戸室が、共済契約者又は被共済者の所有でないこと。
- ③ 被共済者と借戸室の貸主の間で、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。

## 共済金額

最低**500万円**から10万円単位で最高**2,000万円**まで契約できます。

## 借家人賠償責任共済金額等

借家人賠償責任共済金額の最高限度  
**2,000万円**

借家人賠償責任共済金の支払額  
**支払額 = 損害賠償金等（共済金額の限度内です。）**

## 借家人賠償責任共済金の補償範囲

借家人賠償責任共済金は、次に掲げる範囲とし、その額は1回の共済事故につき、借家人賠償責任共済金額を限度とします。

- ① 被共済者が借戸室について、その貸主に支払うべき損害賠償金
  - 判決により支払を命ぜられた訴訟費用（判決日までの遅延損害金を含む。）
  - 損害賠償金を支払うことにより、被共済者が代位取得する物がある場合は、その金額を差し引いた額
- ② 被共済者が損害の発生又は拡大の防止のために要した費用のうち、組合が必要又は有益であったと認められるもの及び損害額の算定に要した費用
- ③ 損害賠償責任の解決について、被共済者が書面による組合の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬又は仲裁若しくは和解若しくは調停に要した費用
- ④ 損害賠償責任の解決について、被共済者が書面による組合の同意を得て支出した示談交渉に要した費用

## 共済掛金

借家人賠償責任共済金額10万円当たり **年額16円**

## 共済期間

共済期間は、契約日から最初の6月30日（午後12時）までです。以後は7月1日（午前0時）を契約日として、1年単位で自動更新となります。賃貸期間の終了時点で契約は終了します（共済年度の途中で賃貸期間が終了した場合は解約の手続が必要です。）。

## 動産契約と借家人賠償責任特約の契約イメージ

賃貸借契約 H30年12月1日～H32年11月30日の場合

借家人賠償責任特約の契約日		借家人賠償責任特約の解約日			
H30 7/1	12/1	H31 7/1	H32 7/1	11/30	H33 7/1
		特約の自動更新	特約の自動更新		
動産の共済契約		自動更新	自動更新		自動更新
動産の掛金払込 7月～6月（1年分）	借家人賠償責任 特約の掛金払込 12月～6月	動産+借家人賠償責任特約 の掛金振込 7月～6月（1年分）	左に同じ	借家人賠償責任特約 の解約返戻金 12月～6月	